

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※●印の項目については変更がある項目のみ記載して下さい。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：				法人番号：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地						
	(ふりがな)				(生年月日)		
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：						
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
業種に応じた情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：						
	施設の名称、屋号又は商号						
	(ふりがな)		●資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥			
	●食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		●受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日			
	●主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載				
●自動販売機の型番		●業態					
●HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理					
業種に応じた情報	●指定成分等含有食品を取り扱う施設				☐		
	●輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。				☐		
営業届出	営 業 の 形 態				備 考		
	1						
	2						
	3						
担当者	(ふりがな)				電話番号		
	担当者氏名						

【裏面（灰色箇所）：許可のみ】

●申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐	
●営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水				
●業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設				☐
	(ふりがな)				
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等		
●添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐				
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐				
	☐ ☐				
	☐ ☐				
●営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営 業 の 種 類		備考
	1	年 月 日			
	2	年 月 日			
	3	年 月 日			
	4	年 月 日			
備考					

※以上の情報を「食品衛生申請等システム」(厚生労働省が管理する台帳システム)に登録することに同意します。(チェック欄 ☐)
※以上の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
次の項目のうちオープンデータとして公開することに不都合がある項目の☐にチェックを入れてください。
①申請者氏名 ☐ ②申請者住所 ☐ ③営業施設名称、屋号又は商号 ☐ ④営業施設所在地 ☐ ⑤営業施設連絡先 ☐